

FAX送信用

令和 4 年 5 月 10 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況（令和 4 年 4 月末速報値）を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ（http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html）には、当署を含め全道各署の労働災害発生状況を掲載（毎月 10 日頃更新予定）しておりますので、御参照ください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第 2 方面

電話：0144-88-8900

令和 4 年 業種別労働災害発生状況

(令和 4 年 4 月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別		令和 4 年				令和 3 年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4 日 以上	合計	転 倒 災 害	死亡	休業 4 日 以上	合計	転 倒 災 害	増 減 数	増 減 率	
全 産 業 合 計		2	(14) 206	(14) 208	72	1	(6) 163	(6) 164	71	44	26. 8	100. 0
除 く 鉱 業 計		2	(14) 206	(14) 208	72	1	(6) 163	(6) 164	71	44	26. 8	100. 0
製 造 業		1	(1) 39	(1) 40	12		(1) 28	(1) 28	10	12	42. 9	19. 2
内 訳	食 料 品		13	13	1		(1) 10	(1) 10	4	3	30. 0	6. 3
	木材木製品		6	6	2		4	4	1	2	50. 0	2. 9
	紙・パルプ		3	3	3		2	2		1	50. 0	1. 4
	窯業・土石		2	2	1		1	1		1	100. 0	1. 0
	金属・機器		(1) 5	(1) 5			2	2		3	150. 0	2. 4
	輸送用機械		6	6	4		2	2	1	4	200. 0	2. 9
	そ の 他	1	4	5	1		7	7	4	-2	-28. 6	2. 4
鉱 業												
土 石 採 取							1	1		-1	-100. 0	
建 設 業			12	12	3		12	12	3			5. 8
内 訳	土木工事業		4	4	1		3	3		1	33. 3	1. 9
	建築工事業		4	4	1		8	8	2	-4	-50. 0	1. 9
	木造建築業		3	3	1					3		1. 4
	その他の 工 事 業		1	1			1	1	1			0. 5
道路貨物運送業		1	(7) 38	(7) 39	17		(1) 29	(1) 29	7	10	34. 5	18. 8
その他の運輸業			3	3	3		(1) 4	(1) 4	3	-1	-25. 0	1. 4
陸上貨物取扱業							2	2	1	-2	-100. 0	
港 湾 荷 役 業			1	1			4	4		-3	-75. 0	0. 5
林 業			3	3		1	2	3				1. 4
漁 業			1	1						1		0. 5
卸売・小売業			(2) 22	(2) 22	11		(1) 19	(1) 19	13	3	15. 8	10. 6
清 掃 業			9	9	5		9	9	7			4. 3
ゴ ル フ 場												
その他の事業			(4) 78	(4) 78	21		(2) 53	(2) 53	27	25	47. 2	37. 5

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

（ ）内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

令和4年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和4年4月末現在）

区分 業種別	令和4年				令和3年				対前年		業種割合
	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業		3	3	2		2	2	1	1	50.0	1.4
畜 産 業		12	12	2		6	6	2	6	100.0	5.8
理 美 容 業						1	1		-1	-100.0	
その他の 商 業		1	1			1	1	1			0.5
金融・広告業						3	3	2	-3	-100.0	
映画・演劇業											
通 信 業		(2) 7	(2) 7	2		(2) 2	(2) 2		5	250.0	3.4
教育・研究業		1	1			4	4	2	-3	-75.0	0.5
保健・衛生業		44	44	9		19	19	10	25	131.6	21.2
飲 食 店		(1) 4	(1) 4	2		7	7	5	-3	-42.9	1.9
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）		1	1	1		1	1	1			0.5
その他の 事 業		(1) 5	(1) 5	3		7	7	3	-2	-28.6	2.4
合 計		(4) 78	(4) 78	21		(2) 53	(2) 53	27	25	47.2	37.5

令和 4 年 死亡災害発生状況

(令和 4 年 4 月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	1	13時台	その他の製造業	10人～30人	巻き込まれ	動力運搬機	事業場敷地内において、けん引車両とトレーラーを連結する作業中、被災者がトレーラーの連結部付近で除雪作業を行っていたところ、けん引車両が後進して同車とトレーラーに挟まれたもの。
2	3	16時台	自動車運送業	10人～30人	転落	伐採用等集材機	伐採作業が終了した林業現場において、当該現場にて発生した残材を収集するためグラブプレーキを運転していたところ、当該機械が集材道の路肩から転落し、この際に運転席から投げ出された被災者が、当該機械の下敷きとなったもの。

過去 10 年間の死亡災害発生状況

発生年	24	25	26	27	28	29	30	令和	2	3	合計
死亡件数	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	53 (9)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 死亡労働災害について

令和 4 年 3 月には、林業現場内において重機が転落する死亡労働災害が発生しました。
重機を用いて作業を行う際は、転落等による危険を防止するため必要な幅員を保持すること、路肩・傾斜地等での作業時には誘導者を配置し、この者に誘導を行わせる等の措置を講じる必要があります。
また、重機が転落した際に運転者が運転席の外部に放り出されることのないよう、シートベルトを使用させることも必要です。
令和 4 年の死亡災害は既に 2 件発生し、昨年同期の 1 件を上回っています。死亡労働災害をこれ以上増加させないよう、安全衛生管理の強化をお願いします。

2 労働災害発生状況について

令和 4 年 4 月末現在の全産業における労働災害（死亡及び休業 4 日以上）は 208 件でした。
前年同期に比べ 2 割以上増加している業種の増加件数は、食料品製造業 3 件（30.0%）、木材木製品製造業 2 件（50.0%）、紙・パルプ製造業 1 件（50.0%）、窯業・土石製造業 1 件（100.0%）、金属・機器製造業 3 件（150.0%）、輸送用機械製造業 4 件（200.0%）、土木工事業 1 件（33.3%）、道路貨物運送業 10 件（34.5%）、農業 1 件（50.0%）、畜産業 6 件（100.0%）、通信業 5 件（250.0%）、保健・衛生業 25 件（131.6%）となっています。
また、災害の型別では、転倒災害 72 件（34.6%）、その他 42 件（20.2%）、はさまれ・巻き込まれ 18 件（8.7%）、交通事故 16 件（7.7%）の順に多く発生しており、これらで全体の約 4 分の 3 を占めています。

3 全国安全週間の実施について

厚生労働省では、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和 4 年度の全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、7 月 1 日から 7 月 7 日までを本週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間としました。

今年度のスローガンは、「安全は 急がず焦らず急らず」です。
事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを順守・実行するための業務体制を構築することで、労働災害の発生を防止しましょう。

全国安全週間の実施要項を厚生労働省のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

●ホーム>報道・広報>報道発表資料>2022年4月>令和 4 年度「全国安全週間」を 7 月に実施



リンク先の2次元コード

4 解体、改修、各種設備工事における石綿（アスベスト）の有無の事前調査について

建築物・工作物の解体、改修、各種設備工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。また、令和 4 年 4 月 1 日以降に着工の工事について、一定規模以上（解体部分の床面積の合計が 80 平米以上又は解体・改修工事の請負金額が税込 100 万円以上）の場合は、石綿使用の有無に関わらず、労働基準監督署及び自治体に事前調査の結果を報告する必要があります。

当署への事前調査結果の報告には、「石綿事前調査結果報告システム」をご使用ください。

詳しくは北海道労働局ホームページ及び「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください。

●ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>労働衛生関係>石綿障害予防対策



リンク先の2次元コード